

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	生活排水課	整理番号	1-7
許認可等の種類	流域下水道管理者以外の者の工事、維持の承認			
根拠法令条例等・条項	下水道法第25条の10の規定において準用する同法第16条			
許認可等の概要	流域下水道管理者以外の者は、管理者の承認を得て、流域下水道施設に関する工事又は維持を行うことができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	* 標準処理期間未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
期間の制定根拠	—			